

所得税などの申告・納付期限を 4月15日(木)まで延長します

十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避を図るために、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限を延長することとなりました。

■ 申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	3月15日(月)	4月15日(木)
個人事業者の消費税	3月31日(水)	
贈与税	3月15日(月)	



町での申告受付について

町での所得税の申告受付は延長せず、**3月15日(月)まで**です。
ご注意ください。

3月16日(火)以降は東松山税務署での受け付けとなります。
町での申告受付の詳細は広報嵐山1・2月号をご覧ください。

問合せ 税務課 ☎62-2153

外国籍の方向け 新型コロナウイルス関連情報

日本語でのコミュニケーションに不安がある外国籍の方向けに次のサービスが提供されています。お近くに該当する方がいましたらご案内ください。

■ 相談ホットライン

☎048-711-3025 (24時間対応)
20言語対応

※詳細は、(財)埼玉県国際交流協会のホームページをご覧ください。

■ ウェブサイトによる情報提供

NHK国際放送局より多言語での最新情報をお伝えしています。

外国のこばによる災害・コロナの情報

やさしい日本語を含む
20か国語対応



ウェブサイト
NHK WORLD-JAPAN

3月7日まで緊急事態宣言が延長されました (2月19日時点)

昼夜を問わず、不要不急の外出や県境をまたぐ移動を控えましょう。
一人ひとりの行動が、ご自身・ご家族・大切な人を守り、地域を守ることに繋がります。
町民の皆さまには、引き続き感染症対策についてご協力をお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種が始まります

新型コロナウイルスワクチン接種の詳細につきましては、**3月下旬以降対象者**に「接種券」などの必要書類を送付します。

町では医療機関での接種と特設会場における接種の2種類の接種方法を予定しています。

■ ワクチン接種スケジュール(予定)

※変更となる可能性があります。

3月	4月	5月	6月	7月	8月
① 医療従事者等					
	② 65歳以上の高齢者 <small>令和3年度中に65歳に達する 昭和32年4月1日以前に生まれた方</small>				
			③ 基礎疾患のある方		
			③ 高齢者施設等従事者		
				④ 一般の方	

3月下旬(予定)に接種券等を送付する対象者は、上記スケジュールの②65歳以上の高齢者に該当する方です。

③及び④に該当する方には順次送付します。

4月の広報等に新たなスケジュールを掲載しますのでご確認ください。

回数 2回 費用 無料

方法 (1) 町から対象者に「接種券」を送付

(2) 予防接種を行うための事前予約の実施

※事前予約の方法は決まり次第、広報等でお知らせします。

(3) 「接種券」と「本人確認書類(運転免許証・保険証など)」等を接種会場に持参し接種

場所 決定次第お知らせします

新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解し、自らの意思で接種を受けていただくことになります。接種を受けた後に副反応が起きた場合、予防接種法に基づく救済(健康被害救済制度)を受けることができます。

■ 電話相談窓口のご案内

今後、嵐山町においても電話相談専用窓口を設置する予定です。接種券に関することや、接種場所、接種方法等具体的な疑問についてお問い合わせください。なお、詳細は4月の広報等でお知らせする予定です。

問合せ 健康いきいき課 ☎62-0716

